

保険番号マスタ (静岡県22)

番号	設定項目名	制度名	乳幼児				母子家庭等	重度障害者(児)			母子家庭(旧)	重度障害(旧)	乳幼児(旧)	
			183	283	383	483	184	185	285		199	299	183	283
1	保険番号		183	283	383	483	184	185	285		199	299	183	283
2	法別番号		83				84	85			99	99	83	
3	短縮制度名		乳負有日	乳負無	乳負有	乳負2	マル母	マル障	磁気マル障		母子	障害	マル乳	
4	保険公費種別区分		7				7	7			7	7	7	
5	法別番号チェック区分		0				0	0			0	0	0	
6	検証番号チェック区分		2				2	2			2	2	1	
7	受給者検証番号チェック区分		2				2	2			2	2	2	
8	公費主保区分		3				3	3			3	3	3	
9	年齢(開始-終了)		0 - 15				0 - 999	0 - 999			0 - 999	0 - 999	0 - 6	
10	点数単価		10				10	10			10	10	10	
11	レセプト負担金額		1				1	1			1	1	1	
12	レセプト請求(印刷)		3				3	3			3	3	3	
13	レセプト記載		0				0	0			0	0	0	
14	外来負担区分		1	2	1	1	3	3	3		3	3	1	2
15	1回負担割合		0	0	0	0	100	100	100		100	100	100	0
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0		0	0	500	0
17	1回上限額		500	0	500	500	0	0	0		0	0	500	0
18	1日上限額		500	0	0	0	0	0	0		0	0	500	0
19	1日上限回数		1	0	0	0	0	0	0		0	0	1	0
20	1月院内上限額		2000	0	0	0	0	0	0		0	0	2000	0
21	1月院外上限額		2000	0	0	0	0	0	0		0	0	2000	0
22	1月上限回数		4	0	0	2	0	0	0		0	0	4	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
24	入院負担区分		1	2	1	2	3	3	3		3	3	1	2
25	1回負担割合		0	0	0	0	100	100	100		100	100	100	0
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0		0	0	500	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0		0	0	500	0
28	1日上限額		500	0	500	0	0	0	0		0	0	500	0
29	1日上限回数		1	0	1	0	0	0	0		0	0	1	0
30	1月上限額		0	0	0	0	0	0	0		0	0	2000	0
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
33	食事療養費		1	0	1	1	1	1	1		1	1	3	0

(注) 乳幼児医療費

「乳負有日」(患者負担金の有る市町村に適用。通院は1日500円を上限、入院は1日500円を上限に負担額設定しています)

平成16年12月からの制度改正に伴い「入院時食事療養費標準負担額」は助成対象外となりますので、『3』→『1』への設定変更を行って下さい。

「乳負有」(患者負担金の有る市町村に適用。通院は1回500円、入院は1日500円が負担額の上限。浜松市の制度が上限回数がないため上限回数0とし上限を迎えた場合は保険番号283をご利用ください)

「乳負無」(患者負担金を通院、入院にかかわらず一切徴収しない市町村に適用)

「乳負2」(沼津市等、通院1回500円/月2回の制度の市町村に適用。福祉請求書の印字対象としていません。カスタマイズをお願いします。)

なお、適用年齢が市町村によりバラバラです。本設定は最高齢の15歳で設定していますので注意願います。

月4回の上限回数は他医療機関もカウントされるようです。4回未満で上限を迎えた場合は、保険番号283をご利用ください。

また、一部特定市町村で、次の特殊なケースが有るため、ご面倒でも保険(公費)の使い分けをお願いします。

(1) 負担無しが基本ですが、高齢幼児のみ「通院-1回500円の負担有り」

(2) 負担有りが基本ですが、乳児のみ「入院-負担無し」

(3) 負担無しが基本ですが、高齢幼児のみ「入院-8日以上入院に付いて1日500円の負担有り」

母子家庭等医療費

「マル母」(自動償還方式です。従って窓口では患者負担額を徴収して下さい。医療機関で国保連合会提出用の明細書を印刷します)

重度心身障害者医療費

「マル障」(自動償還方式です。従って窓口では患者負担額を徴収して下さい。医療機関で国保連合会提出用の明細書を印刷します)

「磁気マル障」(障害は患者によっては磁気媒体(CSVファイル)で請求できないようです。磁気媒体で請求する場合はこちらをご利用ください。)